

立 命 館 大 学 学 則

[2015 (平成27) 年4月1日施行]

2015 (平成27) 年3月

学 校 法 人 立 命 館

立命館大学学則

昭和26年2月23日
規程第17号

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

2 各学部の教育研究上の目的は、各学部則で定める。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり、教育研究の改善に努める。

(情報公開)

第3条 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第2節 教育組織

(学部および学科等)

第4条 本大学に、次の学部、学科および専攻を置く。

法学部	法学科
経済学部	経済学科
	国際経済学科
経営学部	経営学科
	国際経営学科
産業社会学部	現代社会学科
	現代社会専攻
	メディア社会専攻
	スポーツ社会専攻
	人間福祉専攻
	子ども社会専攻
文学部	人文学科
理工学部	数理科学科
	物理科学科
	電気電子工学科
	電子情報工学科

機械工学科
 ロボティクス学科
 都市システム工学科
 環境システム工学科
 建築都市デザイン学科
 国際関係学部 国際関係学科
 政策科学部 政策科学科
 情報理工学部 情報システム学科
 情報コミュニケーション学科
 メディア情報学科
 知能情報学科
 映像学部 映像学科
 薬学部 薬学科
 創薬科学科
 生命科学部 応用化学科
 生物工学科
 生命情報学科
 生命医科学科
 スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科

(入学定員および収容定員)

第5条 本大学の入学定員、編入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部	法学科	790		3,160
経済学部	経済学科	535		2,140
	国際経済学科	200		800
	計	735		2,940
経営学部	経営学科	610		2,440
	国際経営学科	150		600
	計	760		3,040
産業社会学部	現代社会専攻 メディア社会専攻 スポーツ社会専攻 人間福祉専攻	840		3,360
	子ども社会専攻	60		240
	計	900		3,600
文学部	人文学科	1,105		4,420

理工学部	電気電子工学科	142	12	592
	機械工学科	160	10	660
	都市システム工学科	84	2	340
	環境システム工学科	69	2	280
	ロボティクス学科	83	6	344
	数理科学科	90		360
	物理科学科	80		320
	電子情報工学科	94	8	392
	建築都市デザイン学科	70	16	312
	計	872	56	3,600
国際関係学部	国際関係学科	305	0	1,220
政策科学部	政策科学科	360		1,440
情報理工学部	情報システム学科	110		440
	情報コミュニケーション学科	110		440
	メディア情報学科	110		440
	知能情報学科	110		440
	計	440		1,760
映像学部	映像学科	150		600
薬学部	薬学科	100		600
	創薬科学科	60		240
	計	160		840
生命科学部	応用化学科	80		320
	生物工学科	80		320
	生命情報学科	60		240
	生命医科学科	60		240
	計	280		1,120
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	220		880
合計		7,077	56	28,620

(大学院)

第6条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、この学則に定める他、立命館大学大学院学則に定める。

第7条 削除

(附属施設および機関)

第8条 本大学に、研究所、図書館、共通教育推進機構、教育開発推進機構、言語教育推進機構、国際教育推進機構、教職教育推進機構、保健センター、心理・教育相談センターその他の附属施設および機関を置く。

2 各附属施設および機関に関する事項は、各規程に定める。

第3節 教職員組織

(役職)

第9条 本大学に、学長、副学長および学長補佐を置く。

2 各学部に、学部長、副学部長および学生主事を置く。

3 各研究科に、研究科長を置く。

4 学部および研究科は、必要に応じて、前2項以外の役職者を置くことができる。

(教職員)

第10条 本大学に、教授、准教授、講師、助教およびその他の職員を置く。

2 教職員に関する事項は、別に定める。

(学長)

第11条 学長は、学校法人立命館総長がこれを兼ねる。

2 学長は、本大学を代表し、教育研究に関する事項を統括する。

(副学長)

第11条の2 副学長は、複数名とし、1人は学長に事故あるとき、または学長が欠けたときに、その職務を代行する。

2 副学長は、学長が任命する。

(学長補佐)

第11条の3 学長補佐は、必要に応じキャンパスに置く。

2 学長補佐は、当該キャンパスを代表する対外業務および地域連携に関する職務を分掌する。

3 学長補佐は、学長が任命する。

第4節 教授会および大学協議会等

(教授会)

第12条 本大学の各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、当該の学部に属する次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 教授

(2) 准教授

(3) 専任講師

3 教授会は、必要に応じて、前項にかかげる以外の教職員を出席させることができる。

4 教授会は、学部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集してその議長となる。学部長に支障があるときは、その指名により他の教授がこ

れを代行する。

- 5 学長は、必要と認めるとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。
- 6 教授会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。
 - (1) 学部の学科および専攻の新設、増設、廃止、変更に関する事項
 - (2) 学則および学部諸規程の制定、改廃に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
 - (5) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
 - (6) 学生の補導に関する事項
 - (7) 学生の定数に関する事項
 - (8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項
- 7 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 8 学部長は、教授会の議決を執行し、学部を代表する。
- 9 この学則に定めるものの他、教授会の組織、運営等に関する事項は、各学部の教授会規程に定める。

(大学協議会)

第13条 本大学に、大学協議会（以下本条において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長
 - (4) 各学部教授会から選出された1人
 - (5) 独立研究科の各研究科長
- 3 協議会は、学長がこれを招集してその議長となる。
- 4 協議会は、次の事項について協議する。
 - (1) 教学の基本方針に関する事項
 - (2) 大学の機構、組織および制度に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 教学、教務に関する事項
 - (5) 本大学と学校法人立命館が設置するその他の学校との関係に関する事項
 - (6) その他、教学上の重要な事項
- 5 協議会は、教学、教務、補導、就職等に関する他の諸機関の審議、決定事項について、当該機関から報告を受け、またはこれに承認を与える。
- 6 この学則に定めるものの他、協議会の運営等に関する事項は、大学協議会規程に定める。

(教学委員会)

第13条の2 本大学に、教学委員会を置く。

- 2 教学委員会の組織および運営に関する事項は、立命館大学教学委員会規程に定める。

(補導会議)

第14条 本大学に、補導会議を置く。

- 2 補導会議は、学生の補導厚生に関する基本方針を協議決定する。
- 3 補導会議の組織および運営に関する事項は、立命館大学補導会議規程に定める。

第5節 学年、学期および休業日

(学年および学期)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年をふたつの学期に分け、前期および後期とする。
 - (1) 前期学期 4月1日から9月25日まで
 - (2) 後期学期 9月26日から3月31日まで

(休業日)

第16条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日のうち学長が定める日
 - (3) 創立記念日
 - (4) 夏期休暇
 - (5) 冬期休暇
 - (6) 春期休暇
- 2 各年度の休業日については、大学協議会の議を経て、学年のはじめまでに学長が定める。
 - 3 学長が必要と認めたときは、大学協議会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限)

第17条 修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(在学年限)

第18条 在学年限は、8年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、12年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 第17条にかかわらず、社会人を対象とした入学制度により1年次に入学した学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、教授会の議を経て、学部長が在学年限を上限としてその計画的な履修を許可することがある。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 本大学の入学時期は、毎年4月とする。ただし、教授会の議を経て、学長が9月に入学を認めることがある。

(入学の資格)

第21条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に第62条の2に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程(以下「入学の出願等に関する規程」という。)に定める書類を添えて願い出なければならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。
 - (1) 大使館推薦および大学推薦による国費外国人留学生の場合
 - (2) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合
- 3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

(入学者の選考)

第23条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、教授会の議を経て、学部長が合格者を決定する。

- 2 学部長は、前項の合格者に合格の通知を行う。
- 3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度の立命館大学入学試験要項に定める。

(入学手続および入学許可)

第 24 条 前条第 2 項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学の資格)

第 25 条 本大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 短期大学(外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上、総授業時数が 1,700 時間以上であるものに限る。)を修了した者

(転入学の資格)

第 26 条 本大学に転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 2 年次

大学(外国の大学を含む。)に 1 年以上在学し、30 単位以上修得した者

(2) 3 年次

大学(外国の大学を含む。)に 2 年以上在学し、60 単位以上修得した者

(学士入学の資格)

第 27 条 本大学に学士入学することのできる者は、学士の学位を有する者でなければならない。

2 本大学の卒業生が卒業学部その他学科等へ入学を志願するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。

(再入学の資格)

第 28 条 本大学に再入学することのできる者は、本大学を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して 2 年以内のものとする。ただし、第 18 条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および第 57 条第 1 項により退学処分となった者は、再入学することはできない。

(編入学、転入学、学士入学、再入学の在学年数)

第 29 条 編入学、転入学、学士入学および再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可)

第 30 条 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合には、第 20 条および第 22 条から第 24 条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

第3節 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

(資格課程)

第31条の2 教育職員免許状を得るための資格、学芸員、図書館司書または学校図書館司書教諭他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(授業科目)

第32条 授業科目は、各学部別に定める科目区分に分類して配置する。

- 2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に配当して編成する。

(授業科目の担当者の決定)

第32条の2 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮し、教授会の議を経て学部長が決定する。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

- 2 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならない。
- 4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所(外国を含む)で行うことができる。

(単位計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、教授会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習および実技については、教授会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該教授会が単位数を定めることができる。

(各授業科目の授業期間)

第 35 条 各授業科目の授業は、学期毎に 15 週にわたる期間を単位として行う。ただし、教授会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(成績)

第 35 条の 2 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、P または F で行い、A+、A、B、C および P を合格、F を不合格とする。

- 2 前項の成績評価は、A+は 100 点法では 90 点以上、A は同 80 点台、B は同 70 点台、C は同 60 点台および F は同 60 点未満とし、P は特定科目における合格とする。
- 3 前 2 項は、他学部の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。
- 4 第 1 項および第 3 項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。

(単位の授与)

第 36 条 授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 授与または認定した単位の取消しは、行わない。ただし、教学委員会の議を経て教授会で承認した場合は、この限りでない。

(登録上限単位数)

第 36 条の 2 学生が 1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部則で定める。

(自由科目)

第 36 条の 3 自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(他学部の授業科目の履修等)

第 36 条の 4 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に本大学の他学部の授業科目を履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 37 条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60 単位を超えない範囲で本大学における卒業に必要な単位として認めることができる。
- 3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 38 条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科

における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学または短期大学(いずれも外国の大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により修得した単位を含む。)を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、30単位を上限とし、第37条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(単位認定等の権限)

第40条 第36条および第36条の4から第39条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第41条 編入学者、転入学者または学士入学者にあつては、第39条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあつては30単位、3年次入学者にあつては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。ただし、理工学部および情報理工学部の2年次入学者にあつては34単位、3年次入学者にあつては70単位、理工学部の外国の大学との特別プログラムにおいて大学教育の学部2年次課程を修了し3年次に転入学した者にあつては92単位を上限とすることができる。

- 2 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職および教科に関する科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

(転籍の単位認定)

第42条 転籍者にあつては、前条の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条第1項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

第43条 削除

第44条 削除

(学部則)

第 45 条 この節に定めるものの他、授業科目の種類および単位数、履修方法、卒業に必要な単位数ならびに単位認定等については、各学部則に定める。

第 4 節 休学、復学、転学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍

(休学)

第 46 条 病気その他やむを得ない理由により継続して 2 か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

- 2 休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。
- 3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、継続して 2 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、その期間を延長して許可することがある。
- 5 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。
- 6 前項にかかわらず、第 1 項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算 3 年に含めない。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 47 条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(他大学への転学)

第 48 条 本大学の学生が他の大学に転学を志願する場合は、学長がこれを許可することがある。

(転籍)

第 49 条 本大学の学生で、第 5 条に定める他の学部、学科または専攻等に転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の教授会および転籍先の教授会の議を経て、2 年次または 3 年次の学年始めの転籍を学長が許可することがある。

- 2 転籍は、年次を下げたこれを許可しない。
- 3 前項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の 3 年次へ転籍を志願する者については、単位修得状況により 2 年次への転籍を許可することがある。

(留学)

第 50 条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関で、協定または合意にもとづき、1 学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修することをいう。

- 2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可することがある。
- 3 留学期間は、在学期間に算入する。

(国内交流派遣)

第 51 条 国内交流派遣とは、国内の大学および短期大学との協定にもとづき、1 学期相当以上にわたり当該大学等の正規の授業科目を履修するために派遣することをいう。

2 国内交流派遣を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が国内交流派遣を許可することがある。

3 国内交流派遣期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第 52 条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者

(2) 第 18 条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第 46 条第 5 項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者

(5) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの

(6) 死亡した者

(手続き)

第 53 条の 2 この節に定めるものの他、休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍に関する手続きは、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第 5 節 卒業および学位

(卒業の認定)

第 54 条 第 17 条に規定する修業年限以上在学し、学部則に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 薬学部薬学科を除き本大学に 3 年以上在学したものが、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第 55 条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程による。

第 6 節 賞罰

(表彰)

第 56 条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 57 条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。

- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する事項は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第7節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生

(科目等履修生)

- 第58条 本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生として許可することができる。
- 2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

- 第59条 本大学の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が聴講生として許可することができる。
- 2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

- 第60条 他の大学または短期大学(外国の大学等を含む。)との協定等にもとづき、本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が特別聴講学生として許可することができる。
- 2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(外国人留学生)

- 第61条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第8節 授業料等納付金および手数料

第62条 削除

(入学検定料)

- 第62条の2 入学検定料は、納付金等別表1のとおりとする。

(入学金)

- 第62条の3 入学する者は、納付金等別表2に定める入学金を納めなければならない。

(授業料)

- 第62条の4 学生は、在籍する学部、学科および専攻ならびに年次に応じて、前期授業料および後期授業料を学期毎に納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、前期授業料を第15条第2項に定める後期学期の授業料とし、後期授業料を同前期学期の授業料とする。
- 2 前項の授業料は、納付金等別表3—1—1および、納付金等別表3—1—2のとおりとする。
 - 3 前項にかかわらず、在学期間が修業年限を超える者において当該学期に成績評価する授業科目

の受講登録単位数および第 37 条第 2 項にもとづき卒業に必要な単位として認定する単位数の合計が 8 単位以下である学期の授業料は、納付金等別表 3—1—1 および、納付金等別表 3—1—2 に定める授業料の 2 分の 1 とする。

- 4 前 2 項にかかわらず、第 19 条の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の授業料は、納付金等別表 3—2 に定める 1 単位あたりの授業料に当該学期の受講登録単位数を乗じた額とする。

（実習費）

第 62 条の 5 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

（在籍料）

第 62 条の 6 休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む。）は、授業料に代えて納付金等別表 4—1 に定める在籍料を学期毎に納めなければならない。

（特別在学料）

第 62 条の 7 他大学との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学から当該他大学に留学している者であって、当該他大学に対する学費の納付を要するものは、当該期間中は、授業料に代えて納付金等別表 4—2 に定める特別在学料を学期毎に納めなければならない。ただし、同プログラムにより本大学に入学または転入学した者については、この限りでない。

第 63 条 削除

（科目等履修料等）

第 64 条 科目等履修生に志願する者は、科目等履修生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

- 3 前 2 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生選考料および科目等履修生登録料を徴収しない。

(1) 本大学の大学院生が履修する場合（第 31 条の 2 に定める教育職員免許状を得るための資格課程の授業科目であって、所属する研究科において設置していない資格課程の授業科目を履修する場合を除く。）

(2) Study in Kyoto Program を履修する場合

(3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

- 4 科目等履修生は、納付金等別表 5—1 に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

- 5 前項にかかわらず、第 3 項第 1 号または同第 3 号に該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

- 第 64 条の 2 聴講生に志望する者は、聴講生選考料を所定の期日までに納めなければならない。
- 2 聴講生は、納付金等別表 5-2 に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。
 - 3 前 2 項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生選考料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

- 第 64 条の 3 科目等履修生選考料、科目等履修生登録料および聴講生選考料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

- 第 64 条の 4 特別聴講学生は、納付金等別表 5-3 に定める特別履修料を所定の期日までに納めなければならない。
- 2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

第 65 条 削除

(納付金等の減免)

- 第 65 条の 2 第 22 条、第 62 条の 3、第 62 条の 4、第 62 条の 6 および第 62 条の 7 にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することができる。
- 2 前項については、非常災害時による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生学費減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

- 第 66 条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

第 67 条 削除

(納付金等の返還)

- 第 68 条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料は、返還しない。
- 2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。
 - (1) 4 月入学予定者 入学予定の前年度 3 月 31 日まで
 - (2) 9 月入学予定者 入学予定の当年度 9 月 25 日まで
 - 3 第 1 項にかかわらず、9 月 25 日までに退学または除籍となった場合は、当年度の後期学期以降

の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の前期学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

- 4 第1項にかかわらず、長期履修生、科目等履修生または聴講生が前期学期に後期学期分を含む授業料、科目等履修料または聴講料を納め、後期学期の受講登録において後期学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第68条の2 削除

第9節 奨学制度および学費貸与制度

(奨学制度)

第69条 本大学に、奨学制度および学費貸与制度を設ける。

- 2 奨学制度および学費貸与制度に関する事項は、各規程に定める。

第3章 公開講座

(公開講座)

第70条 本大学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

第4章 国際寮

(国際寮)

第70条の2 本大学に、国際寮を置く。

- 2 国際寮に関する事項は、各施設の規程に定める。

第5章 変更および細則

(変更)

第71条 この学則の変更は、教授会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の学部または研究科のみに関する変更については、他の学部および研究科の教授会の議を経ることを要しない。

(細則)

第72条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則(2014年3月28日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、薬学部創薬科学科の2015年度から2017年度の収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	2015年度	2016年度	2017年度
薬学部	創薬科学科	60	120	180

附 則 (2014年5月23日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2014年5月23日 入学検定料の区分変更に伴う納付金等別表1の一部変更)

この学則は、2014年5月23日から施行し、2015年度入学を志願する者から適用する。

附 則 (2014年9月26日 副学長体制の変更および学長補佐の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年1月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第9条および第11条の3は、2014年4月1日から適用する。

附 則 (2015年1月23日 科目等履修料の徴収対象の追加および一部廃止ならびに除籍対象の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第53条は、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年3月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う一部変更)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

納付金等別表1(入学検定料)

(第62条の2関連)

(単位：円)

区分		金額
以下の入学試験方式以外の入学試験		35,000
同一日に実施する同一入学試験で、複数の学科、学域または専攻に併願する入学試験		45,000
大学入試センター試験方式		18,000
二段階選考を行う 特別入学試験	1次選考	15,000
	2次選考	20,000
AO英語基準入学試験		5,000
推薦英語基準入学試験		

納付金等別表2(入学金)

(第62条の3関連)

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学、学士入学	300,000
再入学	10,000

納付金等別表3—1—1(授業料)

(第62条の4関連)

(単位：円)

学部	学科および専攻	費目	1年次	2年次	3年次	4年次 (注1)
法学部	法学科	前期授業料	311,000	471,000	471,000	471,000
		後期授業料	471,000	471,000	471,000	471,000
経済学部	経済学科	前期授業料	311,000	471,000	471,000	471,000
		後期授業料	471,000	471,000	471,000	471,000
	国際経済学科	前期授業料	372,000	532,000	532,000	532,000
		後期授業料	532,000	532,000	532,000	532,000
経営学部	経営学科	前期授業料	311,000	471,000	471,000	471,000
		後期授業料	471,000	471,000	471,000	471,000
	国際経営学科	前期授業料	372,000	532,000	532,000	532,000
		後期授業料	532,000	532,000	532,000	532,000
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、	前期授業料	396,000	556,000	556,000	556,000
		後期授業料	556,000	556,000	556,000	556,000

	スポーツ社会専攻、人間福祉専攻					
	現代社会学	前期授業料	429,000	589,000	589,000	589,000
	科子ども社会専攻	後期授業料	589,000	589,000	589,000	589,000
文学部	人文学科地域研究学域、心理学域	前期授業料	392,400	552,400	552,400	552,400
		後期授業料	552,400	552,400	552,400	552,400
	人文学科人間研究学域 教育人間学専攻、日本史研究学域 考古学・文化遺産専攻	前期授業料	382,000	552,400	552,400	552,400
		後期授業料	542,000	552,400	552,400	552,400
	人文学科人間研究学域 哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域 日本史学専攻、東洋研究学域、国際文化学域、コミュニケーション学域	前期授業料	382,000	542,000	542,000	542,000
		後期授業料	542,000	542,000	542,000	542,000
理工学部	数理科学科	前期授業料	571,500	731,500	731,500	731,500
		後期授業料	731,500	731,500	731,500	731,500
	物理科学科、電気電子工学科、電子情報工学科、機械工学科、ロボティクス学科、都市システム工学科、環境システム工学科および建築	前期授業料	599,000	759,000	759,000	759,000
		後期授業料	759,000	759,000	759,000	759,000

	都市デザイン学科					
国際関係学部	国際関係学科	前期授業料	452,500	612,500	612,500	612,500
		後期授業料	612,500	612,500	612,500	612,500
政策科学部	政策科学科	前期授業料	405,000	565,000	565,000	565,000
		後期授業料	565,000	565,000	565,000	565,000
情報理工学部	情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科、知能情報学科、生命情報学科	前期授業料	599,000	759,000	759,000	759,000
		後期授業料	759,000	759,000	759,000	759,000
映像学部	映像学科	前期授業料	739,500	899,500	899,500	899,500
		後期授業料	899,500	899,500	899,500	899,500
生命科学部	応用化学科、生物工学科、生命情報学科、生命医科学科	前期授業料	614,000	774,000	774,000	774,000
		後期授業料	774,000	774,000	774,000	774,000
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	前期授業料	429,000	589,000	589,000	589,000
		後期授業料	589,000	589,000	589,000	589,000
薬学部	創薬科学科	前期授業料	715,000	875,000	875,000	875,000
		後期授業料	875,000	875,000	875,000	875,000

注1 5年次以降は、4年次の金額と同額とする。

納付金等別表3—1—2(6年制の授業料)

(第62条の4関連)

(単位：円)

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次 (注1)
薬学部	薬学科	前期授業料	924,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000
		後期授業料	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000

注1 7年次以降は、6年次の金額と同額とする。

納付金等別表3—2(長期履修生の1単位あたりの授業料)

(第62条の4関連)

(単位：円)

学部	学科等	金額
法学部	法学科	29,000

経済学部	経済学科	29,000
	国際経済学科	33,000
経営学部	経営学科	29,000
	国際経営学科	33,000
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、スポーツ社会専攻、人間福祉専攻	34,600
	現代社会学科子ども社会専攻	36,700
文学部	人文学科地域研究学域、心理学域	34,300
	人文学科人間研究学域教育人間学専攻、日本史研究学域考古学・文化遺産専攻	34,200
	人文学科人間研究学域哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域日本史学専攻、東洋研究学域、国際文化学域、コミュニケーション学域	33,700

納付金等別表4—1(在籍料)

(第62条の6関連)

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	5,000(学期につき)

納付金等別表4—2(特別在学科)

(第62条の7関連)

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	5,000(学期につき)

納付金等別表5—1(科目等履修料)

(第64条関連)

(単位：円)

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部およびスポーツ健康科学部の科目ならびに理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	21,000(1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	31,000(1単位につき)
APU教育職員免許状(英語)取得プログラム(APU国内学生)	1年次 53,000
	2～4年次 120,000(年額)

佛教大学との教育交流協定にもとづく中学校・高等学校教諭免許状（理科）取得プログラム	1～2年次 243,000(年額)
	3年次 241,000(年額)
佛教大学との教育交流協定にもとづく中学校・高等学校教諭免許状（保健体育）取得プログラム	1～3年次 182,000(年額)
Study in Kyoto Program	366,000(学期につき)

納付金等別表5-2(聴講料)

(第64条の2関連)

(単位：円)

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部およびスポーツ健康科学部の科目ならびに理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	12,500(1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	18,500(1単位につき)

納付金等別表5-3(特別履修料)

(第64条の4関連)

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	366,000(学期につき)